

《注意事項》

1. 加入できる方は、資格喪失日（退職の翌日）前、継続した被保険者期間が2ヶ月以上必要です。
2. 資格喪失日から20日以内に必ず手続きしてください。この期間を過ぎると受け付けられません。
3. 任意継続被保険者の資格期間は、原則として2年間です。
4. 保険料は退職時の標準報酬月額によって決められ、全額本人負担することになります。
ただし、最高限度額は当組合の平均標準報酬月額になります。
5. 被保険者資格の喪失は、次の場合に限られており、途中で自由にやめることはできません。
 - (1) 任意継続被保険者の資格期間が満了となったとき
 - (2) 被保険者が死亡したとき
 - (3) 保険料を納付期日までに納付しないとき（毎月10日までに当健保口座に着金...金融機関が休日となる場合は翌日）
 - (4) 他の健康保険（政管健康保険、組合健康保険等）の被保険者となったとき
6. 扶養家族のある方は、被扶養者届（要添付書類）をあわせて提出してください。
7. 保険料について
 - (1) 納付期日までに保険料を納入しないと自動的に資格が無くなります。納付期限日の翌日以降に収めても資格は継続しませんので充分注意してください。
 - (2) 保険料は自動引き落としではありません。そのつど納付書で収めていただきます。
 - (3) 加入手続の際には、加入該当月より保険料を納入していただきますので、保険料のご用意をお願いします。
（手続の時期により2ヶ月分を一度に納入していただく場合もございます）
 - (4) 保険料は年度ごとに一括して前納することもできます。

*退職された事業所より被保険者資格喪失届が提出されていない場合は、処理（受付）ができませんのでご確認のうえ
お願いします。

お問い合わせ 業務課 03-3666-2522

Nov-03